

①

## 危険ドラッグの呼称はどこから？

× 平成26年7月22日

警察庁・厚生労働省が発表した新名称

「脱法ドラッグ」 「脱法ハーブ」

公募

「危険ドラッグ」

覚せい剤や大麻に似た作用があるにもかかわらず、危険性が伝わらない。

②

## 危険ドラッグとは？

- × 覚せい剤や大麻などの規制薬物と似た作用を持つ化学物質が含まれており、それらと同様の有害性が疑われるもの
- × アッパー系(興奮系) 覚せい剤に似た作用  
…凶暴になり激しく興奮、幻覚や妄想
- × ダウナー系(沈静系) 大麻に似た作用  
…意識をなくして、動かなく

③



ハーブ

乾燥植物片に  
合成成分を添加

1~3g

3000~  
7000円

アロマオイル

液体状製品

5~6ml

3000~  
7000円

バスソルト

粉末状の  
合成薬物

300~500mg

4000~  
7000円

④

## 販売店は？

- × 専門店のほか、雑貨店や自動販売機、インターネットで販売  
(販売の特徴)
- × 覚せい剤や大麻…秘密裏に売買
- × 危険ドラッグ …実店舗  
(販売の方法)
- × 商品の用途は、ハーブやアロマ…
- × 「摂取しないでください」と説明



⑤

## 危険ドラッグの危険性は？

- × 原料に何が含まれているか分からない
  - ・規制逃れで成分を変更
  - ・複数の成分の混合  
(興奮系と沈静系の混合)
- × 身体にどのような悪影響を及ぼすか？  
全く分からない
  - ⇒ 覚せい剤などの違法薬物より危険
  - ⇒ 人体実験をしているみたいなもの

⑥

## 身体への影響は？

- × 極めて強い依存性
    - ・一度の使用でも脳が破壊される
  - × 極めて強い精神への毒性
    - ・強力な幻覚・妄想・興奮
    - ・急性の意識障害
  - × 強い身体への毒性
    - ・平成26年1～12月  
使用が原因とみられる死者数 112人(全国)
- 混合された危険ドラッグの危険性は未知数

頭痛



吐き気

⑦

## 医薬品医療機器等法※(旧薬事法)違反の罰則は？

### 販売者側

- 平成19年4月 改正薬事法施行  
危険性が認められた薬物を「指定薬物」とし、  
医療・研究用途以外での輸入・製造・販売等を禁止
- ・業として、輸入・製造・販売等した場合
  - ・5年以下の懲役または500万円以下の罰金

### 購入者側

- 平成26年4月 改正薬事法施行  
「指定薬物」の所持・使用・購入等を禁止
- ・購入・使用・所持等した場合
  - ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

⑧

## 京都市内での危険ドラッグ対策は？

- × きょうと薬物乱用防止行動府民会議  
京都府、京都市、京都府警、関係団体、大学、  
地域住民等との連携
- × 京都市独自の取組
  - 取組の3本柱
    - 1 乱用の未然防止  
…普及・啓発活動
    - 2 再乱用の防止
    - 3 監視・取締り



NODラックくん  
きょうと薬物乱用防止行動府民会議  
マスコットキャラクター

⑨

## 乱用の未然防止【京都市の取組】

### ○普及啓発活動



街頭啓発



講習会



活動支援



薬事監視員

⑩

## 乱用の未然防止【京都市の取組】

### ○啓発ポスター



### ○啓発物品



⑪



していやくぶつ      せいそう    はんばい    ゆにゆう    じゅよ  
指定薬物については、製造・販売・輸入、授与などだけでなく  
しよじ    しよう    こうにゆう      きんし  
いまでは所持・使用・購入なども禁止になりました